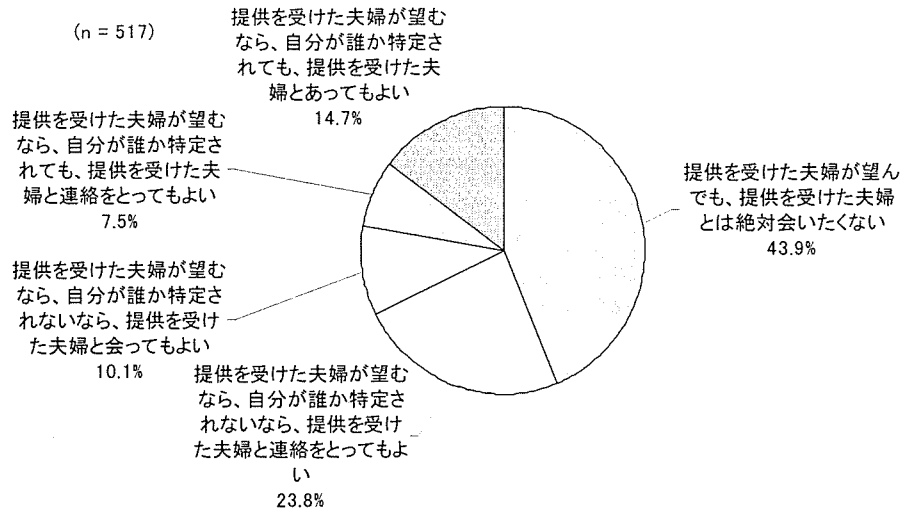
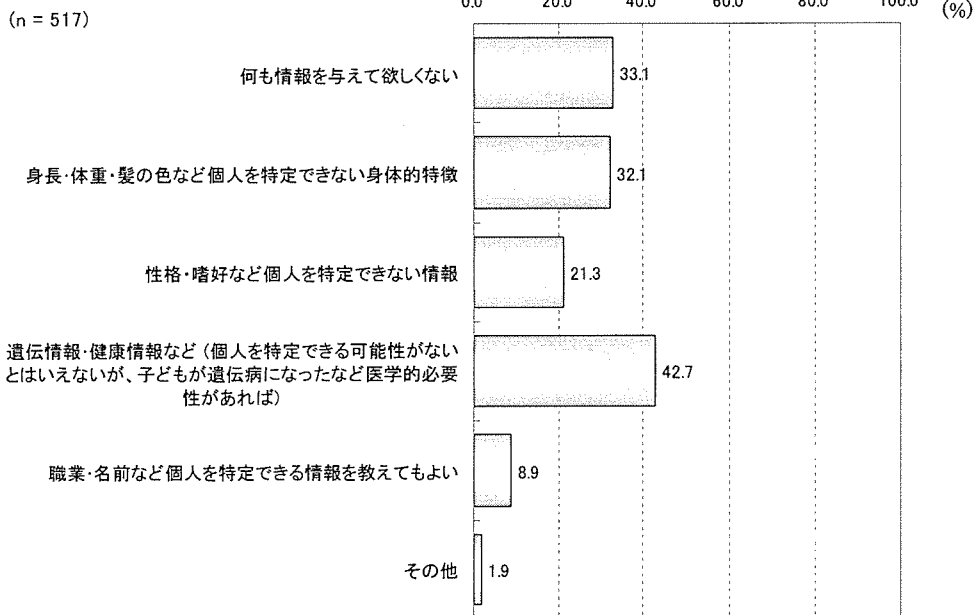


問9-4. 卵子提供をすると仮定して、あなたと卵子提供を受ける夫婦との面会についてあなたが思うものを選んでください。また、可能でしたらその理由をお書きください。

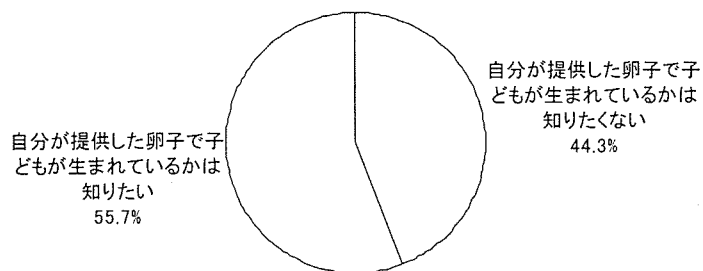


問9-5. 卵子提供をすると仮定して、卵子提供を受ける夫婦が望むなら、自分の情報をどこまでなら伝えてよいと思いますか？可能でしたらその理由もお書きください。



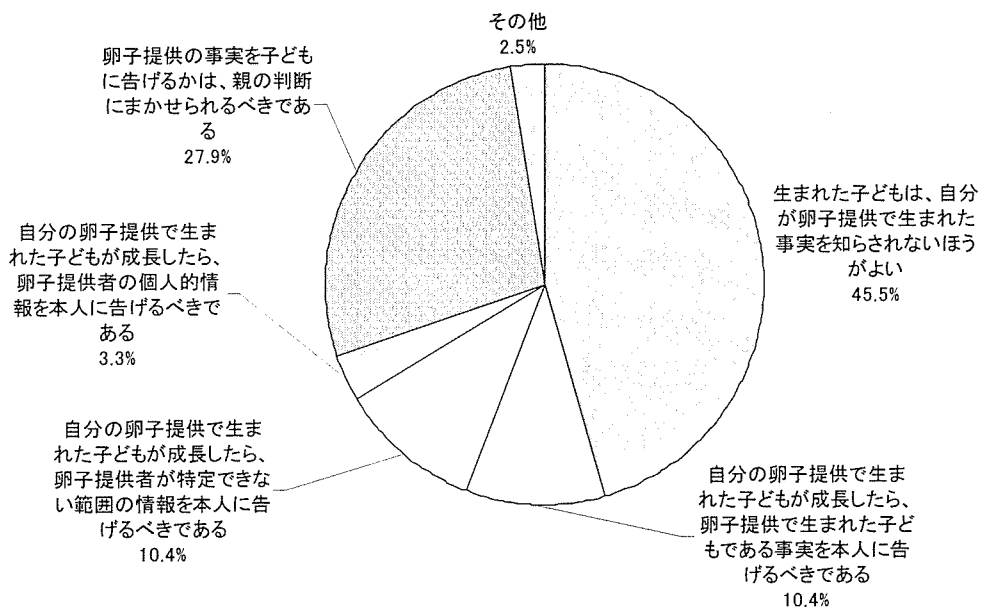
問9-6. 卵子提供をすると仮定して、あなたが提供した卵子によって生まれた子どもについて、あなたのお考えをお選びください。

(n = 517)



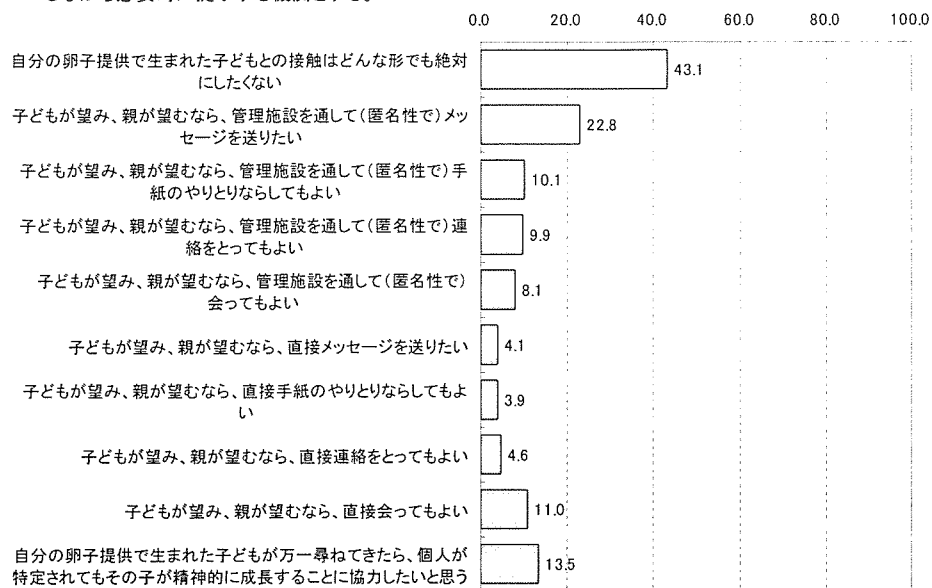
問9-7. 卵子提供をすると仮定して、あなたが提供した卵子によって生まれた子どもの出自を知る権利について、あなたのお考えをお選びください。また、可能でしたらその理由をお書きください。

(n = 517)



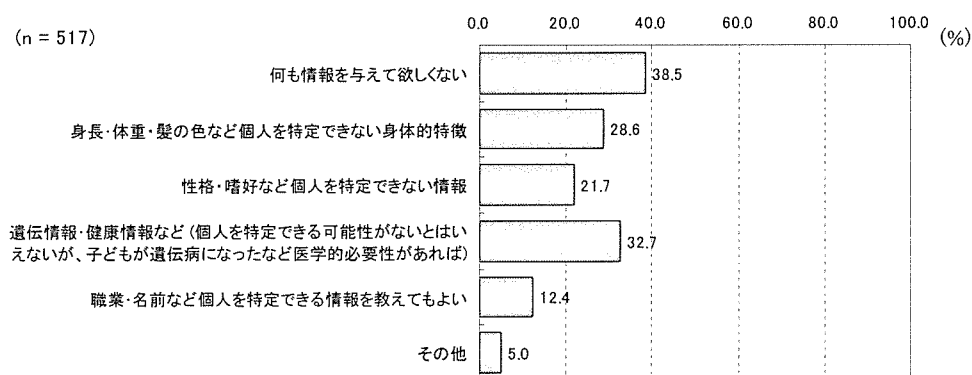
(%)

問9-8. 卵子提供をすると仮定して、あなたが提供した卵子によって生まれた子どもとの関係について、あなたのお考えをお選びください。(複数回答可) また、可能でしたらその理由もお書きください。(n=517)
 *管理施設とは、提供者、非提供者夫婦、生まれた子どもそれぞれの情報をプールの、プライベートに配慮しながら必要時に提示する機関とする。



問9-9. 卵子提供をすると仮定して、あなたが提供した卵子によって生まれた子どもへの情報提供について、子どもが強く望むなら自分の情報をどこまでなら伝えてよいと思いますか？また、可能でしたらその理由をお書きください。

(n = 517)



問 10. もし、あなたの卵子により生まれた子どもが将来、提供者であるについて知る可能性があるとあらかじめ話されていたら、卵子の提供をしますか？ また、可能でしたらその理由もお答えください。

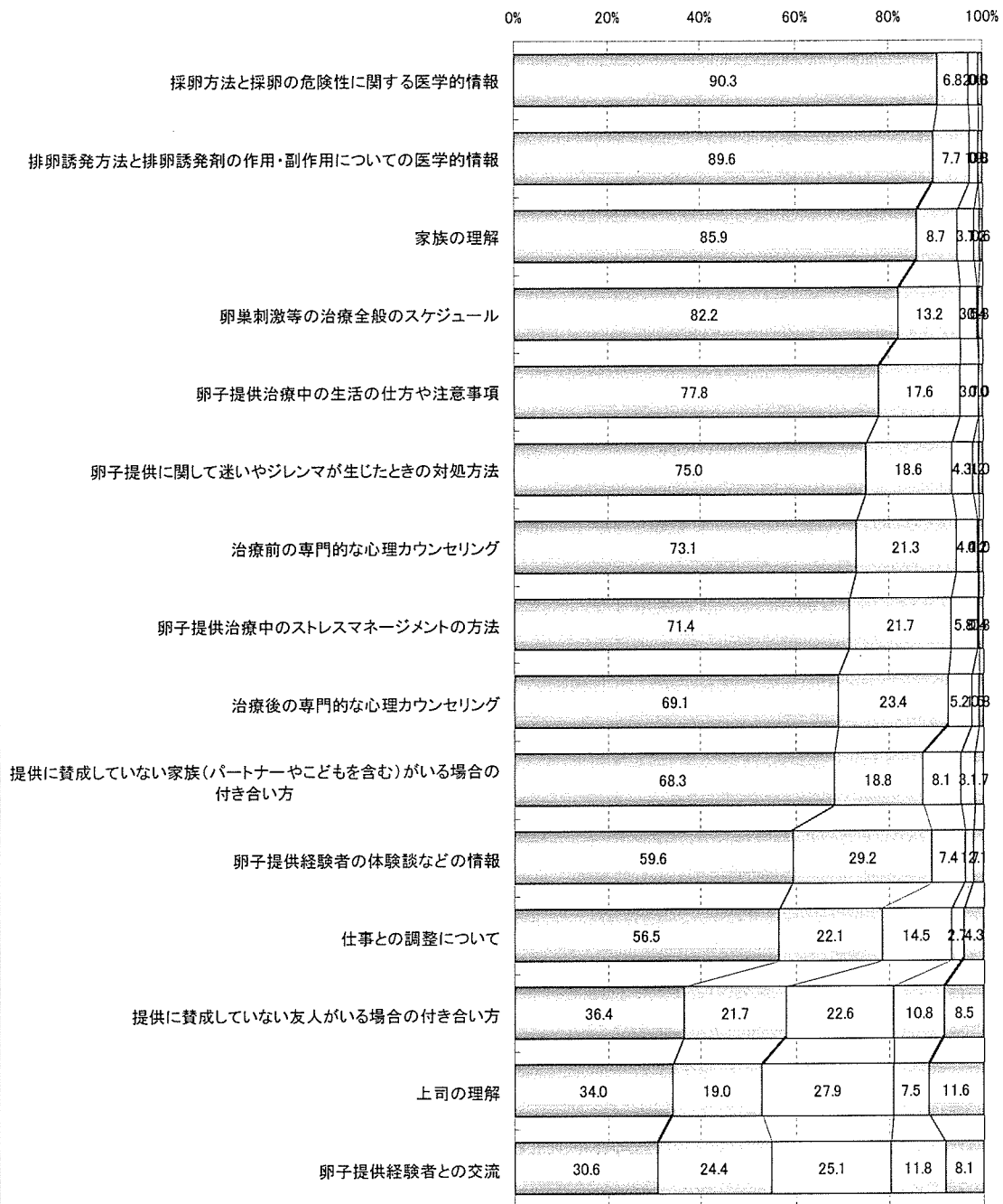
□それでも提供する □それなら提供しない (%)

		28.2	71.8
卵子提供の意欲 (問2,3)	全体 n= (517)		
	提供してもよい (36)	75	25
	どちらかという提供してもよい (97)	51.5	48.5
	わからない (162)	29	71
	どちらかという提供したくない (107)	12.1	87.9
	提供したくない (115)	7.8	92.2

問		1	2	3	4	5
11	仮にあなたが卵子提供をする場合、以下の項目の情報やサポートについて、どの程度必要だと思いますか？当てはまるものをお選びください。 各項目に単一回答を選択 (%)	かなり必要	すこし必要	どちらでもない	あまり必要ない	全く必要ない
1	卵巣刺激等の治療全般のスケジュール	82.2	13.2	3.5	0.4	0.8
2	排卵誘発方法と排卵誘発剤の作用・副作用についての医学的情報	89.6	7.7	1.9	0.0	0.8
3	採卵方法と採卵の危険性に関する医学的情報	90.3	6.8	2.1	0.0	0.8
4	治療前の専門的な心理カウンセリング	73.1	21.3	4.4	0.2	1.0
5	卵子提供経験者の体験談などの情報	59.6	29.2	7.4	1.7	2.1
6	卵子提供経験者との交流	30.6	24.4	25.1	11.8	8.1
7	仕事との調整について	56.5	22.1	14.5	2.7	4.3
8	上司の理解	34.0	19.0	27.9	7.5	11.6
9	家族の理解	85.9	8.7	3.7	1.2	0.6
10	卵子提供治療中の生活の仕方や注意事項	77.8	17.6	3.7	0.0	1.0
11	卵子提供治療中のストレスマネジメントの方法	71.4	21.7	5.8	0.4	0.8
12	卵子提供に関して迷いやジレンマが生じたときの対処方法	75.0	18.6	4.3	1.2	1.0
13	提供に賛成していない家族(パートナーや子どもを含む)がいる場合の付き合い方	68.3	18.8	8.1	3.1	1.7
14	提供に賛成していない友人がいる場合の付き合い方	36.4	21.7	22.6	10.8	8.5
15	治療後の専門的な心理カウンセリング	69.1	23.4	5.2	1.5	0.8

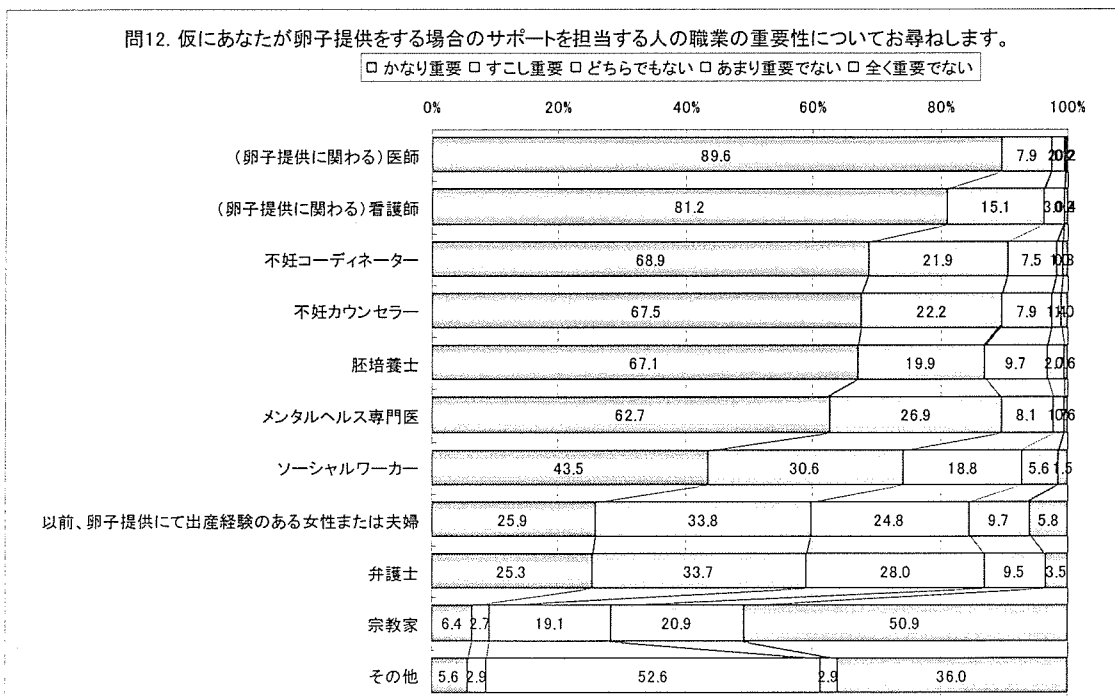
問11. 仮にあなたが卵子提供をする場合、以下の項目の情報やサポートについて、どの程度必要だと思いますか？ 当てはまるものをお選びください。

□かなり必要 □すこし必要 □どちらでもない □あまり必要ない □全く必要ない



(項目は「かなり必要」の%降順)

問 12		1	2	3	4	5
	仮にあなたが卵子提供をする場合のサポートを担当する人の職業の重要性についてお尋ねします。 各項目に単一回答 (%)	かなり重要	すこし重要	どちらでもない	あまり重要でない	全く重要でない
1	(卵子提供に関わる)医師	89.6	7.9	2.1	0.2	0.2
2	(卵子提供に関わる)看護師	81.2	15.1	3.1	0.2	0.4
3	胚培養士(精子、卵子、受精卵を扱う技師)	67.1	19.9	9.7	2.7	0.6
4	不妊コーディネーター(生殖医療において、夫 や家族に対し医療相談や関係調整をおこなう 保健婦、助産師、看護師など)	68.9	21.9	7.5	1.0	0.8
5	不妊カウンセラー(心理カウンセラー・臨床心理 士等、心の問題の専門家)	67.5	22.2	7.9	1.4	1.0
6	メンタルヘルス専門医(精神科医、心療内科医 など)	62.7	26.9	8.1	1.7	0.6
7	ソーシャルワーカー(子どもの支援を行っている 児童相談所、福祉事務所、保健所、保健センタ ーなどの相談員)	43.5	30.6	18.8	5.6	1.5
8	弁護士	25.3	33.7	28.0	9.5	3.5
9	宗教家	6.4	2.7	19.1	20.9	50.9
10	以前、卵子提供にて出産経験のある女性また は夫婦	25.9	33.8	24.8	9.7	5.8
11	その他	5.6	2.9	52.6	2.9	36.0



(項目は「かなり重要」の%降順)

表1 対象者の背景

項目	選択肢	提供同意群 n=133	提供非同意群 n=222	検定結果
年齢		29.05±3.55	29.87±3.11	$p<0.05$
仕事	専業主婦	76 (57.1%)	137 (61.7%)	n. s.
	有職者	52 (39.1%)	76 (34.2%)	
	学生	5 (3.8%)	9 (4.1%)	
結婚	既婚	106 (79.7%)	187 (84.2%)	n. s.
	未婚	27 (20.3%)	35 (15.8%)	
子どもの有無	あり	104 (78.2%)	177 (79.7%)	n. s.
	なし	29 (21.8%)	45 (20.3%)	
不妊治療の経験の有無	あり	20 (15.0%)	21 (9.5%)	n. s.
	なし	113 (85.0%)	201 (90.5%)	
不妊治療を受けた知人・友人の有無	あり	57 (42.9%)	91 (41.0%)	n. s.
	なし	76 (57.1%)	131 (59.0%)	
卵子提供の容認度	賛成	106 (79.7%)	66 (29.7%)	$p<0.01$
	どちらでもない	22 (16.5%)	66 (29.7%)	
	反対	5 (3.8%)	90 (40.6%)	
不妊の立場になったら 卵子提供を受けることを...	考える	94 (70.7%)	44 (19.8%)	$p<0.01$
	どちらでもない	10 (7.5%)	24 (10.8%)	
	考えない	29 (21.8%)	154 (69.4%)	

n. s.: 有意差無し (not significant, 以下同様)

表2 卵子シェアリングについて

項目	提供同意群 n=133	提供非同意群 n=222	検定結果
十分な数が採卵できれば数個は無償で提供する	38 (28.6%)	10 (4.5%)	$p<0.01$
十分な数が採卵でき、かつ、自己の生殖補助医療の費用の一部が (半額) が補償されるのであれば数個の卵子を提供する	84 (63.2%)	42 (18.9%)	
十分な数が採卵できても提供しない	6 (4.5%)	166 (74.8%)	
その他	5 (3.8%)	4 (1.8%)	

表3 卵子提供への報酬

項目	提供同意群 n=133	提供非同意群 n=222	検定結果
卵子提供者には、交通費・受診料など実費以外は無報酬でも提供してよい	38 (28.6%)	16 (7.2%)	
交通費・受診料のほかに提供への金銭的報酬があるなら提供してもよい	48 (36.1%)	29 (13.1%)	
金銭報酬（税金控除や一般医療費の減額など、税制、医療保障など）以外での優遇措置があるなら提供してもよい	44 (30.1%)	23 (10.4%)	$p < 0.01$
どのような報酬があっても提供しない	1 (0.8%)	151 (68.0%)	
その他	2 (1.5%)	3 (1.3%)	

表4 受け入れられる卵子提供を受ける夫婦（レシピエント）との許容関係

項目	選択肢	提供同意群 n=133	提供非同意群 n=222	検定結果
全く知らない夫婦	(可)	111 (83.5%)	162 (73.0%)	$p < 0.05$
	(不可)	22 (16.5%)	60 (27.0%)	
知人・友人	(可)	29 (21.8%)	12 (5.4%)	$p < 0.01$
	(不可)	104 (78.2%)	210 (94.6%)	
実の姉・妹夫婦	(可)	67 (50.4%)	81 (36.5%)	$p < 0.05$
	(不可)	66 (49.6%)	141 (63.5%)	

表5 卵子提供者として知りたいこと

項目	提供同意群 n=133	提供非同意群 n=222	検定結果
提供を受ける夫婦のことは知りたくない	45 (33.8%)	84 (37.8%)	
提供を受ける夫婦が特定できない範囲で情報を知りたい	55 (41.4%)	89 (40.1%)	n. s.
提供を受ける夫婦が特定できる具体的な情報を知りたい	33 (24.8%)	49 (22.1%)	
自分が提供した卵子で子どもが生まれているか知りたい	58 (43.6%)	99 (44.6%)	
自分が提供した卵子で子どもが生まれているか知りたくない	75 (56.4%)	123 (55.4%)	n. s.

表6 卵子提供を受ける夫婦（レシピエント）への自身の情報提供許容範囲

項目	選択肢	提供同意群 n=133	提供非同意群 n=222	検定結果
なにも教えてほしくない	思う	29 (21.8%)	93 (41.9%)	$p < 0.01$
	思わない	104 (78.2%)	129 (58.1%)	
身長・体重・髪の色など個人を特定できない身体的特徴	思う	53 (39.8%)	59 (26.5%)	$p < 0.01$
	思わない	80 (60.2%)	163 (73.5%)	
性格・嗜好など個人を特定できない情報	思う	42 (31.6%)	30 (13.5%)	$p < 0.01$
	思わない	91 (68.4%)	192 (86.5%)	
遺伝情報・健康情報	思う	73 (54.9%)	75 (33.8%)	$p < 0.01$
	思わない	60 (45.1%)	147 (66.2%)	
職業・名前など個人を特定できる情報	思う	16 (12.0%)	17 (7.7%)	n. s.
	思わない	117 (88.0%)	205 (92.3%)	

表7 生まれた子どもとの関係

項目	選択肢	提供同意群 n=133	提供非同意群 n=222	検定結果
絶対接触はしたくない	そう思う	51 (38.3%)	110 (50.0%)	$p < 0.05$
	そう思わない	82 (62.0%)	112 (50.0%)	
管理施設経由でメッセージを送りたい	そう思う	26 (19.5%)	46 (21.0%)	n. s.
	そう思わない	107 (80.4%)	176 (79.0%)	
管理施設経由で手紙を送りたい	そう思う	24 (18.0%)	15 (6.8%)	$p < 0.01$
	そう思わない	109 (82.0%)	207 (93.2%)	
管理施設経由で連絡をとっても良い	そう思う	18 (13.5%)	17 (7.7%)	n. s.
	そう思わない	115 (86.5%)	205 (92.3%)	
管理施設経由で面会しても良い	そう思う	12 (9.0%)	12 (5.4%)	n. s.
	そう思わない	121 (91.0%)	210 (94.6%)	
直接手紙を送っても良い	そう思う	7 (5.3%)	6 (2.7%)	n. s.
	そう思わない	126 (95.0%)	216 (97.3%)	
直接連絡をとっても良い	そう思う	8 (6.0%)	6 (2.7%)	n. s.
	そう思わない	125 (94.0%)	216 (97.3%)	
直接面会しても良い	そう思う	22 (16.5%)	17 (7.7%)	$p < 0.01$
	そう思わない	111 (83.5%)	205 (92.3%)	
尋ねてきたら個人が特定されてもその子が精神的に成長することに協力したい	そう思う	20 (15.0%)	31 (14.0%)	n. s.
	そう思わない	113 (85.0%)	191 (86.0%)	

表8 卵子提供をする場合、必要とされる情報やサポートについて

(5段階リッカート尺度による点数)

項目	提供同意群 n=133	提供非同意群 n=222	検定結果
卵巣刺激等の治療全般のスケジュール	4.71±0.58	4.79±0.67	n. s.
排卵誘発方法と排卵誘発剤の作用・副作用についての医学的情報	4.87±0.45	4.88±0.50	n. s.
採卵方法と採卵の危険性に関する医学的情報	4.87±0.45	4.89±0.50	n. s.
治療前の専門的な心理カウンセリング	4.60±0.61	4.68±0.68	n. s.
卵子提供経験者の体験談などの情報	4.35±0.99	4.45±0.89	n. s.
卵子提供経験者との交流	3.36±1.51	3.41±1.49	n. s.
仕事との調整について	4.07±1.28	4.27±1.11	n. s.
上司の理解	3.51±1.53	3.46±1.46	n. s.
家族の理解	4.62±0.78	4.82±0.68	$p<0.05$
卵子提供中の生活の仕方や注意事項	4.71±0.59	4.72±0.69	n. s.
卵子提供中のストレスマネジメントの方法	4.61±0.69	4.62±0.75	n. s.
卵子提供に関して迷いやジレンマが生じたときの対処方法	4.62±0.70	4.63±0.83	n. s.
提供に賛成していない家族（パートナーや子ども）がいる場合の付き合い方	4.37±1.01	4.48±1.03	n. s.
提供に賛成していない友人がいる場合の付き合い方	3.24±1.52	3.63±1.50	$p<0.05$
治療後の専門的な心理カウンセリング	4.50±0.77	4.59±0.82	n. s.

表9 卵子提供を実施する際に必要と考える職種

(5段階)カット尺度による点数

項目	提供同意群 n=133	提供非同意群 n=222	検定結果
医師	4.84±0.49	4.87±0.46	n. s.
看護師	4.71±0.56	4.77±0.60	n. s.
胚培養士	4.47±0.93	4.49±0.94	n. s.
不妊コーディネータ	4.59±0.73	4.54±0.79	n. s.
不妊カウンセラー	4.51±0.80	4.53±0.82	n. s.
メンタルヘルス専門医	4.36±0.84	4.51±0.89	n. s.
ソーシャルワーカー	3.98±1.18	4.04±1.14	n. s.
弁護士	3.35±1.30	3.67±1.28	$p<0.05$
宗教家	1.66±1.21	1.74±1.29	n. s.
卵子提供にて出産経験のある女性または夫婦	3.54±1.35	3.48±1.35	n. s.
その他	2.31±1.14	2.31±1.23	n. s.

厚生労働科学研究費補助金こども家庭総合研究事業

研究の目的とアンケート調査へのご協力のお願い

【インフォームド・コンセントとしての説明書】

拝啓

皆様方におかれては、ご健勝のことと存じます。この度は、日本における将来の不妊症の治療のあり方に関する医学研究にご協力をお願い申し上げます。

一般の治療で妊娠できないご夫婦に体外受精等の生殖補助技術(ART)による治療が開始されて約25年になります。しかしARTによってもなかなか解決できない不妊の原因として、女性の年齢や別の原因による卵巣(ヒトの卵ができる臓器)の働きが弱まる場合があります。一度弱まった卵巣の働きは、普通の方法では元に戻せず、体外受精等を行っても良好な受精卵が育たない場合が多いため、妊娠できる確率は5%以下と大変低くなります。欧米の諸国では、妻とは別の若い健康な女性より提供された卵子と患者の夫の精子を用いてARTによって受精卵を作り、患者である女性の子宮に戻して妊娠を図る方法が実施されています。その場合、提供を受ける女性の年齢に関わらず、移植あたり約50%の高い妊娠成功率が報告されています。

こうした提供卵子による不妊医療の実施についての対応は諸国によって異なります。わが国でのARTを行う医療施設を認可・登録する日本産婦人科学会は、提供された精子、卵子や胚を用いた治療の実施を現段階では認めておりませんでした。しかし数年前より、同様の不妊治療がわが国でも認められ実施される場合を想定して、厚生労働省が中心となって、患者や提供者への対応をする制度の準備が始められました。(添付資料1に概要が記されています)

現時点で資料1にある厚生労働省の案は法律にはなっておりませんが、その内容は、精子・卵子・胚が提供されることに、金銭等の一切の謝礼・報酬を提供者に渡すことが禁止され、また、提供を受けて生まれた子供に対し、自分の出自(血縁上での自分の親が誰であるか)を知る権利を認めることが特徴的といえます(資料2)。

慶應義塾大学医学部産婦人科吉村泰典教授を主任研究者とする本研究は、前記の厚生労働省の考えに沿って将来、わが国でも提供された卵子を用いて不妊治療が行われる場合に、卵子の提供をうける者(不妊女性、資料3)および卵子を提供する者(資料4)への治療に関する情報の提供および心理的な支援するカウンセリングの制度を準備する目的で開始されました。今回のアンケート調査は、厚生労働省の案で卵子の提供者になる条件(すでに子供があるか、体外受精等をお受けになる満35歳未満の成人)に当てはまる方々や、将来条件に当てはまるであろう未婚の女性を対象に質問調査を行うこととなりました。

皆様に匿名でお答えいただく内容は、科学的な研究のみの目的で集められ、ご回答いただく方々の個人的な情報(回答者がだれであるか)が問われたり、公表されることは決してありません。調査にご協力いただくことによって、より望ましい提供された卵子等による不妊治療を実施する制度が準備でき、わが国での医療水準がより向上することに役立つとお考えいただければ幸いです。研究の結果は、平成19年春に厚生労働省より平成18年度の研究報告書として出版され、概要は同省のホームページ上でも公開されます。

ご多忙とは存じますが、なにとぞ質問内容をご検討いただき、ご回答いただきますようお願い申し上げます。なお、アンケート内容についてのご質問は、分担研究者および調査実施の責任者である朝倉に何なりとお問い合わせください。なお、質問内容は、田附興風会医学研究所北野病院倫理委員会の審査を受けています。

お忙しい中、お時間をいただくことは大変、恐縮ですが、よろしくご協力の程、伏してお願い申し上げます。なお、このアンケート内容とその背景をより深く理解したいとお考えの方は、添付の資料1～4をご覧ください。また、アンケートに関するご質問、お問い合わせは、ご遠慮なく、下記の朝倉宛にお寄せください。

敬具

平成18年12月吉日

田附興風会医学研究所北野病院
慶應義塾大学看護医療学部
国際福祉医療大学小田原医療学部

朝倉寛之
長岡由紀子
清水清美

ご質問・ご連絡の宛先：

住所：〒530-0026 大阪市北区神山町 1-7-5F

扇町ゲイクリニック 院長 朝倉寛之

電話/ファクス：06-6311-2511/2531，メール：info@olc.ne.jp

本アンケートの構成

1. アンケート調査へのご協力をお願い
2. 参考資料：資料1～4
3. アンケート設問

(資料1)

精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書の概要

【平成15年4月 厚生科学審議会 生殖補助医療部会】

基本的な考え方

- ・ 生まれてくる子の福祉を優先する
- ・ 人を専ら生殖の手段として扱ってはならない
- ・ 安全性に十分配慮する
- ・ 優生思想を排除する
- ・ 商業主義を排除する
- ・ 人間の尊厳を守る

1. 精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療を受けることができるものの条件

(1) 受けることができるもの共通の条件

- 子を欲しながら不妊症のために子を持つことができない法律上の夫婦に限る。

(2) 施術別の適応条件

- 1) AID (提供された精子による人工授精)
- 2) 提供された精子による体外受精
- 3) 提供された卵子による体外受精
- 4) 提供された胚の移植
- 5) 代理懐胎 (代理母・借り腹) は禁止する。

その施術でなければ妊娠
できない夫婦に限り
て容認する。

2. 精子・卵子・胚の提供を行うことができる者の条件

- ① 精子提供者は、満55歳未満の成人に限り、卵子提供者は、既に子のいる満35歳未満の成人に限る。
- ② 同一の人からの採卵の回数は3回までとし、同一の人から提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた人が妊娠した子の数が10人に達した場合には、以降、その者の精子・卵子・胚は使用しない。

3. 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施の条件

- ① 精子・卵子・胚の提供に対する対価の授受の禁止
精子・卵子・胚の提供に対する対価の授受を禁止する。ただし、提供に関する実費相当分及び医療費については、この限りでない。
- ② 精子・卵子・胚の提供における匿名性
○ 精子・卵子・胚を提供する場合には匿名とすることとし、その特例 (兄弟姉妹等からの提供) は、当分の間、認めない。
- ③ 出自を知る権利
○ 出自を知る権利を認め、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子は15歳以上であれば、提供者を特定できる内容を含めた情報の開示を請求することができる。
- ④ 近親婚とならないための確認
○ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子は、男性は18歳、女性は16歳以上であれば、自己が結婚を希望する人と結婚した場合に近親婚とならないことの確認を公的管理運営機関に求めることができる。
- ⑤ 提供者が死亡した場合の取り扱い
○ 提供者の死亡が確認されたときは、提供された精子・卵子・胚を廃棄する。

4. インフォームド・コンセント（十分な説明と同意）、カウンセリング

- ① カウンセリングの機会を保障し、十分なインフォームド・コンセントを得る。
- ② 子供が生まれた場合は、児童相談所において相談業務を行う。

5. 実施医療施設、提供施設

- ① 実施医療施設、提供医療施設の指定、指導監督を行う。
- ② 実施医療施設には倫理委員会を設置し、個々の症例について実施の適否、留意事項の審査等を行う。

6. 公的管理運営機関の業務

- ① 情報の管理業務
 - (ア) 同意書及び個人情報を80年間保存する。
 - (イ) 出自を知る権利に関し、提供者の個人情報の開示業務を行う。
 - (ウ) 医療実績等の報告の徴収及び統計の作成を行う。
- ② 精子・卵子・胚のコーディネーション業務及びマッチング業務
 - 公的管理運営機関は提供医療施設及び実施医療施設からの登録により、精子・卵子・胚の提供数と希望数を把握する。提供数が希望数よりも少ない場合は、マッチングを行う。
- ③ 胚提供に係る審査業務
 - 公的管理運営機関は、胚の提供が行われる場合、次に掲げる事項を審査する。
 - (ア) 提供された胚による生殖補助医療を受けるための医学的理由の妥当性について
 - (イ) 適切な手続の下に胚が提供されることについて
 - (ウ) 夫婦の健康状態、精神的な安定度、経済状況など夫婦が生まれた子どもを安定して養育することができるかどうかについて

7. 規制方法

- 以下のものについては、罰則を伴う法律によって規制する。
 - (ア) 営利目的での精子・卵子・胚の授受・授受の斡旋
 - (イ) 代理懐胎のための施術・施術の斡旋
 - (ウ) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に関する職務上知り得た人の秘密を正当な理由なく漏洩すること
- 上記を除く事項については、法律に基づく指針等規制の実効性を担保できる他の態様によって規制する。

8. 実施時期等

- 必要な制度整備を早急に実施する。
- 制度整備が行われるまでは、AID以外は実施されるべきではない。
- 実施されてから一定期間経過後に、必要な見直しが行われるべきである。

(資料2)

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施の条件

1. 精子・卵子・胚の提供の対価

精子・卵子・胚の提供に対する対価の授受の禁止

精子・卵子・胚の提供に係る一切の金銭等の対価を供与すること及び受領することを禁止する。ただし、精子・卵子・胚の提供に係る実費相当分及び医療費については、この限りではない。

卵子のシェアリングにおける対価の授受等

他の夫婦が自己の体外受精のために卵子を採取する際、その採卵の周期に要した医療費等の半分以上を負担した上で卵子の一部の提供を受け、当該卵子を用いて体外受精を受けること（卵子のシェアリング）について認める。

卵子のシェアリングは、提供を受ける者の金銭的負担や提供する卵子の数などの諸条件について、提供を受ける者と提供者の間で匿名性を担保できる方法で契約を交わし、その契約のもとに行う。

2. 精子・卵子・胚の提供における匿名性

精子・卵子・胚の提供における匿名性の保持

精子・卵子・胚を提供する場合には匿名とする。

精子・卵子・胚の提供における匿名性の保持の特例

精子・卵子・胚の提供における匿名性の保持の特例として、兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供を認めることとするかどうかについては、当分の間、認めない。

3. 出自を知る権利

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子または自らが当該生殖補助医療により生まれたかもしれないと考えている者であって、15歳以上の者は、精子・卵子・胚の提供者に関する情報のうち、開示を受けたい情報について、氏名、住所等、提供者を特定できる内容を含め、その開示を請求することができる。

開示請求に当たり、公的管理運営機関は開示に関する相談に応ずることとし、開示に関する相談があった場合、公的管理運営機関は予想される開示に伴う影響についての説明を行うとともに、開示に係るカウンセリングの機会が保障されていることを相談者に知らせる。特に、相談者が提供者を特定できる個人情報の開示まで希望した場合は特段の配慮を行う。

(平成15年4月厚生科学審議会生殖補助医療部会「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」より抜粋)

(資料3)

卵子の提供を受けることができる夫婦の医学的な理由

1. 「卵子が存在しないか、または、卵子に受精能力がない」ことを明確に判断できる

- 卵巣（性腺）形成不全
- 卵巣性無月経
- 両側卵巣摘出術後
- 放射線、抗癌剤などの外因による卵巣機能の廃絶

2. 「卵子が存在し、かつ、卵子に受精能力がない」ことを明確に判断できることはできないが、卵子に受精能力がないことが推定される。

- 夫婦間の卵細胞質内精子注入法（ICSI：顕微授精）を相当回数実施したが、妊娠に至らなかった場合で、かつ、その原因が夫側にあるものと医師によって判断されている。
- 夫婦間の卵細胞質内精子注入法を相当回数実施したが、受精卵が得られなかった場合で、かつ、その原因が夫側にあるものと医師によって判断されている。

※ 加齢により妊娠できない場合は対象とならない。

「加齢により妊娠できない」ことの具体的な判定は医師の裁量とする。

ただし、実施に当たって医師が考慮すべき基準を国が法律に基づく指針として示す。考慮すべき基準の具体的な内容としては、自然閉経の平均年齢である50歳ぐらいを目安として、それを超えて妊娠できない場合には、「加齢により妊娠できない」とみなすこととする。

(資料4)

精子・卵子・胚の提供を行うことができる女性の条件

1. 提供者の年齢および自己の子どもの有無

- 精子を提供できる人は、満55歳未満の成人とする。
- 卵子を提供できる人は、既に子のいる成人に限り、満35歳未満とする。ただし、自己の体外受精のために採取した卵子の一部を提供する場合には、卵子を提供する人は既に子がいることを要さない。

2. 同一の者からの卵子提供の回数制限、妊娠した子の数の制限

- 同一の人からの採卵の回数は3回までとする。
- 同一の人から提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた人が妊娠した子の数が10人に達した場合には、以後、その者の精子・卵子・胚を当該生殖補助医療に使用してはならない。

3. 提供者の感染症および遺伝性疾患の検査

提供された精子・卵子・胚の採取、使用に当たっては、当該精子・卵子・胚からのHIV等の感染症に関する十分な検査や遺伝性疾患のチェック等の予防措置が講じられなければならない。

問1. あなた自身についてお尋ねします。

(あなたがマクロミル社登録モニターである場合、既に登録済みの基本属性(年齢・性別・居住地・職業・勤務先業種・未婚既婚・子供の有無・など)については、マクロミル社より提供されます。)

- 1) 出産した子どもの数 (1) 0人 (2) 1人 (3) 2人 (4) 3人かそれ以上
- 2) 不妊症治療経験の有無 (1) なし (2) あり
- 3) 不妊診療を受けた知人・血縁者の有無 (1) いる (2) いない

問2. 本邦における提供卵子を用いた体外受精についてお尋ねします。

問2-1) 今後、本邦で第3者からの提供卵子を用いた体外受精が実施されることについて、あなたはごどう思いますか？

- 賛成
- どちらかという賛成
- どちらでもない
- どちらかという反対
- 反対

問2-2). 仮にあなたが不妊で他者の卵を用いなければ子どもが授からないという場合、第3者の卵子提供を受けることを考えますか？

- 考える
- どちらかという考える
- どちらでもない
- どちらかという考えない
- 考えない

問2-3). 国内で卵子提供が認可されたら、あなた自身の卵子を提供してもよいとお考えになりますか？

- 提供してもよい
- どちらかという提供してもよい
- わからない
- どちらかという提供したくない
- 提供したくない

問3. 前問で 1) 提供してもよい、2) どちらかという提供してもよい、のいずれかに回答した方にお尋ねします。

その理由についてお聞かせください。(複数回答可)

- 不妊夫婦の役に立ちたい
- 自分と血のつながった子どもを残したい
- 報酬があるならやってみたい
- 番組や経験者の話を聞いて感動した
- 友人・知人が不妊だから
- 自分にしかできない崇高なことだと思う
- その他 ()

問4. 前々問で3) わからない、4) どちらかという提供したくない、5) 提供したくない、のいずれかに回答した方にお聞きします。その理由をお聞かせください。(複数回答可)

- 排卵誘発剤(卵子の数を増やす薬)の作用や副作用への不安
- 採卵(卵子を採取するための小手術)に関連した苦痛や副作用への不安
- 提供後の体調の不安
- 通院(卵子の成長や子宮内膜の状態を定期的にチェックする)に伴う時間的な拘束や制約、日常生活への影響の心配
- 卵子提供に伴う制約(経口避妊薬内服の必要や、一定期間の性交渉の禁止など)
- 無事に提供を終えることができるかどうかの不安
- 自分の遺伝子を引き継ぐ子どもの誕生に関する抵抗感
- 卵子の提供を受けて行う生殖医療に対する疑問・倫理的ジレンマ
- 生殖補助技術(体外受精・顕微授精)による医療への疑問・抵抗感
- ご自身の匿名性が、卵子提供後にも保持されるかどうかについての不安
- 家族やパートナーから提供への同意が得られない。
- 提供卵子によって生まれた子どもと自分の家族との関係が複雑になる
- その他 ()

問5. 仮にあなたが不妊で、生殖補助医療（体外受精・顕微授精）を受ける場合に、採卵した卵子のうち数個を別の夫婦に提供すること（卵子のシェアリング）を依頼された場合のお考えをお聞かせ下さい。

- 十分な数が採卵できるのであれば、数個は無償で提供する
- 十分な数が採卵でき、かつ、卵子提供によって自己の生殖補助医療の費用の一部（最大半額）が補償されるのであれば、数個の卵子を提供する。
- 十分な数が採卵できても提供はしない。

問6. 卵子を提供することへの報酬についてお尋ねします。

問6-1) 提供卵子による不妊症治療が実施される場合、制度として望ましい提供者への「報酬」について、あなたのお考えをお選び下さい

- 卵子提供者には、交通費・受診料など実費以外の金銭報酬は認められない
- 卵子提供者への金銭報酬は認められるべきである。
- 卵子提供者には、金銭報酬以外の優遇措置（税金控除や一般医療費の減額など税制、医療保障等）等は認められるべきである。

問6-2) あなたが卵子を提供することを考える場合、あなたのお考えをお選びください。

- 交通費・受診料など実費以外は無償でも提供してよい
- 交通費・受診料の他に提供への金銭報酬があるなら提供してもよい
- 金銭報酬以外（税金控除や一般医療費の減額など税制、医療保障等）での優遇があるなら提供してもよい
- どのような報酬があっても提供しない

問6-3) 前問で、2) 交通費・受診料の他に提供への金銭報酬があるなら提供してもよい、とお答えになった方にお尋ねします。その場合、あなたが考える適当な報酬金額はおいくらですか

問7. 卵子提供によって生まれた子どもの「出自を知る権利」についてお尋ねします。

問7-1) 一般的に、卵子提供により生まれた子どもに対して、卵子提供によって生まれた事実は知らせた方が良いと思いますか？

- 知らせた方がよい
- 知らせないほうが良い
(理由)

問7-2) 一般的に、卵子提供により生まれた子どもには、卵子の提供者が誰であるかを知らせた方が良いと思いますか？

- 知らせた方がよい
- 知らせない方がよい
(理由)

問7-3) 一般的に、自分の遺伝的な母親を知りたいという（卵子提供で生まれた）子ども達がいることを、どう思いますか？(複数回答可)

- 知りたいと思うのは子どもの当然の権利である
- そう思うのは人情でしかたない
- 彼らの本当の親は育てた親しかいないので、知りたいと思って欲しくない
- その他 ()
(理由)

問7-4) もし仮に、あなたが卵子提供で生まれた子どもだったら、遺伝的な母親を知りたいと思いますか？

- 知りたいと思う
- 知りたくないと思う
(理由)

問8. 卵子提供実施の際の監督・管理機関について、あなたが適切と考える医療施設を選んでください。(複数回答可)

- 提供卵子・精子・胚による生殖医療を専門に実施する公的医療施設
- 提供卵子・精子・胚による生殖医療を日常的に実施する大学病院または同等の公的病院施設
- 提供卵子・精子・胚による生殖医療を日常的に実施する一般病院、診療所
(理由)

問9. あなたが卵子提供者になると仮定して、あなたのお考えをお聞かせください。(以前の設問でのあなたの回答にかかわらずにお答えください)

問9-1) 卵子提供について相談・同意を求めるであろう相手をお選びください(複数回答可)

- 夫または婚約者
- 友人・知人
- 子ども
- 親または親族
- 誰にも相談・同意を求めない

問9-2) 卵子提供者であるあなたと、卵子提供を受ける夫婦との関係について、あなたが受け入れられるものを選んでください。(複数回答可)

- 全く知らない夫婦
- 友人・知人である夫婦
- 実の姉・妹夫婦
- 義理の姉・妹夫婦
- その他の血縁者、親族夫婦

問9-3) あなたと卵子提供を受ける夫婦の情報についてあなたがそうだと思うものを選んでください。

- 提供を受ける夫婦のことは知りたくない。
 - 提供を受ける夫婦が特定出来ない範囲で情報を知りたい
 - 提供を受ける夫婦が特定出来る具体的な情報を知りたい
- (理由・どんな情報を知りたいですか?)

問9-4) あなたと卵子提供を受ける夫婦との面会についてあなたがそうだと思うものを選んでください。

- 提供を受けた夫婦が望んでも、提供を受けた夫婦とは絶対会いたくない
 - 提供を受けた夫婦が望むなら、自分が誰か特定されないなら、提供を受けた夫婦と連絡をとっても良い
 - 提供を受けた夫婦が望むなら、自分が誰か特定されないなら、提供を受けた夫婦と会っても良い
 - 提供を受けた夫婦が望むなら、自分が誰か特定されても、提供を受けた夫婦と連絡をとっても良い
 - 提供を受けた夫婦が望むなら、自分が誰か特定されても、提供を受けた夫婦とあっても良い
- (理由)

問9-5) 卵子提供を受ける夫婦が望むなら、自分の情報をどこまでなら伝えてよいと思いますか?

- 何も情報を与えて欲しくない
- 身長・体重・髪の色など個人を特定できない身体的特徴
- 性格・嗜好など個人を特定できない情報
- 遺伝情報・健康情報など(個人を特定できる可能性がないとはいえませんが、子どもが遺伝病になったなど医学的必要性があれば)
- 職業・名前など個人を特定できる情報を教えてもよい
- その他 ()

問9-6) あなたが提供した卵子によって生まれた子どもについて、あなたのお考えをお選び下さい

- 自分が提供した卵子で子どもが生まれているかは知りたくない
- 自分が提供した卵子で子どもが生まれているかは知りたい

問9-7) あなたが提供した卵子によって生まれた子どもの出自を知る権利について、あなたのお考えをお選び下さい

- 生まれた子どもは、自分が卵子提供で生まれた事実を知らされないほうがよい。
 - 自分の卵子提供で生まれた子どもが成長したら、卵子提供で生まれた子どもである事実を本人に告げるべきである。
 - 自分の卵子提供で生まれた子どもが成長したら、卵子提供者が特定できない範囲の情報を本人に告げるべきである。
 - 自分の卵子提供で生まれた子どもが成長したら、卵子提供者の個人的情報を本人に告げるべきである。
 - 卵子提供の事実を子どもに告げるかは、親の判断にまかせられるべきである
 - その他 ()
- (理由)

問9-8) あなたが提供した卵子によって生まれた子どもとの関係について、あなたのお考えをお選び下さい(複数回答可)

- 自分の卵子提供で生まれた子どもとの接触はどんな形でも絶対にしたくない。
- 子どもが望み、親が望むなら、管理施設を通して(匿名性で)メッセージを送りたい。
- 子どもが望み、親が望むなら、管理施設を通して(匿名性で)手紙のやりとりならしてもよい。
- 子どもが望み、親が望むなら、管理施設を通して(匿名性で)連絡をとってもよい。
- 子どもが望み、親が望むなら、管理施設を通して(匿名性で)会ってもよい。

- 子どもが望み、親が望むなら、直接メッセージを送りたい。
- 子どもが望み、親が望むなら、直接手紙のやりとりならしてもよい。
- 子どもが望み、親が望むなら、直接連絡をとってもよい。
- 子どもが望み、親が望むなら、直接会ってもよい。
- 自分の卵子提供で生まれた子どもが万一尋ねてきたら、個人が特定されてもその子が精神的に成長することに協力したいと思う。

(理由)

*管理施設とは、提供者、非提供者夫婦、生まれた子どもそれぞれの情報をプールし、プライベートに配慮しながら必要時に提示する機関とする。

問9-9) あなたが提供した卵子によって生まれた子どもへの情報提供について、子どもが強く望むなら自分の情報をどこまで伝えたいと思いますか？

- 何も情報を与えて欲しくない
- 身長・体重・髪の色など個人を特定できない身体的特徴
- 性格・嗜好など個人を特定できない情報
- 遺伝情報・健康情報など（個人を特定できる可能性がないとはいえないが、子どもが遺伝病になったなど医学的必要性があれば）
- 職業・名前など個人を特定できる情報を教えてもよい
- その他 ()

問10. 平成15年厚生科学審議会報告書（現アンケート実施時には法制化はされていません）では、「提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子または自らが当該生殖補助医療により生まれたかもしれないと考えている者であって、15歳以上の者は、精子・卵子・胚の提供者に関する情報のうち、開示を受けたい情報について、氏名、住所等、提供者を特定できる内容を含め、その開示を請求することができる。」とし、また、

「開示請求に当たり、公的管理運営機関は開示に関する相談に応ずることとし、開示の関する相談があった場合、公的管理運営機関は予想される開示に伴う影響についての説明を行うとともに、開示に係るカウンセリングの機会が保障されていることを相談者に知らせる。特に、相談者が提供者を特定できる個人情報の開示まで希望した場合は特段の配慮を行う。」

と、生まれた子どもの出自を知る権利が、慎重ながらも認められています。

もし、あなたの卵子により生まれた子どもが将来、提供者であるあなたについて知る可能性があるとあらかじめ話されたら、卵子の提供をしますか？

- 提供する
- 提供しない

(理由)

問11. 仮にあなたが卵子提供をする場合、以下の項目の情報やサポートについて、どの程度必要だと思いますか？
(重要度：□かなり必要 □すこし必要 □どちらでもない □あまり必要ない □全く必要ない)

- 1) 卵巣刺激等の治療全般のスケジュール、2) 排卵誘発方法と排卵誘発剤の作用・副作用についての医学的情報
- 3) 採卵方法と採卵の危険性に関する医学的情報、4) 治療前の専門的な心理カウンセリング
- 5) 卵子提供経験者の体験談などの情報、6) 卵子提供経験者との交流、
- 7) 仕事との調整について、8) 上司の理解、9) 家族の理解、10) 卵子提供治療中の生活の仕方や注意事項、
- 11) 卵子提供治療中のストレスマネジメントの方法、12) 卵子提供に関して迷いやジレンマが生じたときの対処方法、
- 10) 提供に賛成していない家族（パートナーや子どもを含む）がいる場合の付き合い方、11) 提供に賛成していない友人がいる場合の付き合い方、12) 治療後の専門的な心理カウンセリング

問12. 仮にあなたが卵子提供をする場合のサポートを担当する人の職業の重要性についてお尋ねします。

(重要度：□かなり必要 □すこし必要 □どちらでもない □あまり必要ない □全く必要ない)

- 1) (卵子提供に関わる) 医師、2) (卵子提供に関わる) 看護師、3) 胚培養士（精子、卵子、受精卵を扱う技師）
- 4) 不妊コーディネーター（生殖医療で夫婦や家族に対し医療相談や関係調整をおこなう保健婦、助産師、看護師など）
- 5) 不妊カウンセラー（心理カウンセラー・臨床心理士等、心の問題の専門家）
- 6) メンタルヘルス専門医（精神科医、心療内科医など）
- 7) ソーシャルワーカー（子どもの支援を行っている児童相談所、福祉事務所、保健所、保健センターなどの相談員）

8) 弁護士、9) 宗教家、10) 以前、卵子提供にて出産経験のある女性または夫婦

11) その他 (

)

問13. 卵子提供で生まれた子どもに、伝えても良いメッセージやこの治療に対するご意見、その他ご意見がありましたら自由にお書きください